

○香川県建築基準法及び建築士法に規定する書類の閲覧規程

香川県建築基準法及び建築士法に規定する書類の閲覧規程

平成19年 6 月19日
告示第340号

改正	平成20年 7 月 1 日 告示第300号	平成20年11月28日 告示第515号
	平成24年 3 月30日 告示第192号	平成25年10月 1 日 告示第453号
	平成27年 6 月19日 告示第195号	令和 6 年 3 月25日 告示第75号
	令和 7 年 3 月18日 告示第52号	

香川県建築基準法及び建築士法に規定する書類の閲覧規程を次のように定める。

香川県建築基準法及び建築士法に規定する書類の閲覧規程

(趣旨)

第1条 この規程は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第93条の2（同法第88条第2項において準用する場合を含む。）に規定する国土交通省令で定める書類、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の9第2号に規定する設計等の業務に関する報告書及び建築基準法施行細則（平成20年香川県規則第47号）第19条第1項に規定する図書又は書面のうち知事が一般の閲覧に供する必要があると認めるもの（以下「閲覧対象書類」という。）の閲覧に関し必要な事項を定めるものとする。

(閲覧対象書類)

第2条 閲覧対象書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第11条の3第1項に定める書類（同項ただし書の規定によりこれらの図書とみなされる記録を含む。）
- (2) 建築士法第23条の9第2号に規定する設計等の業務に関する報告書
- (3) 建築基準法施行細則第19条第1項第1号に規定する道路の位置の指定申請添付図面又はその写し

(閲覧所の設置)

第3条 前条の閲覧対象書類を閲覧するための場所（以下「閲覧所」という。）は、次の各号に掲げる閲覧対象書類の区分に応じ、当該各号に定める場所に置く。

- (1) 前条第1号に掲げる閲覧対象書類のうち、これらの書類に記載すべき事項が県の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録されているものであって当該記録を電子計算機その他の機器を用いて紙面に表示したもの 香川県土木部建築指導課内及び土木事務所等（土木事務所（香川県高松土木事務所を除く。）又は香川県小豆総合事務所をいう。以下同じ。）内
- (2) 前条第1号に掲げる閲覧対象書類（前号に掲げるものを除く。） 当該書類に係る建築物、建築設備又は工作物の敷地となる土地の区域を所轄する香川県土木部建築指導課内又は土木事務所等内
- (3) 前条第2号に掲げる閲覧対象書類 香川県土木部建築指導課内
- (4) 前条第3号に掲げる閲覧対象書類 香川県土木部建築指導課内及び当該書類に係る建築物、建築設備又は工作物の敷地となる土地の区域を所轄する土木事務所等内

(閲覧時間等)

第4条 閲覧対象書類の閲覧時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 閲覧対象書類を閲覧することができない日は、香川県の休日を定める条例（平成元年香川県条例第1号）第1条第1項各号に掲げる日とする。

3 知事又は土木事務所等の長は、閲覧対象書類の整理その他必要があると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、臨時に、閲覧時間を変更し、又は閲覧することができない日を定めることができる。

4 前項の場合には、あらかじめ、その旨を閲覧所前に掲示するとともに、県のウェブサイトに掲載する。

(閲覧手続)

第5条 閲覧対象書類を閲覧しようとする者は、閲覧所に備え付けてある閲覧簿に住所、氏名その他所定の事項を記入しなければならない。

(持出禁止)

第6条 閲覧対象書類は、これを閲覧所以外の場所に持ち出してはならない。

(閲覧の停止又は禁止)

第7条 知事又は土木事務所等の長は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者に対しては、閲覧対象書類の閲覧を停止し、又は禁止することができる。

- (1) この規程の定めに従わない者
- (2) 係員の指示に従わない者
- (3) 閲覧対象書類を汚損し、若しくは毀損し、又はそのおそれがある者
- (4) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがある者

附 則

この規程は、平成19年6月20日から施行する。

附 則 (平成20年7月1日香川県告示第300号)

この規程は、平成20年7月1日から施行する。

附 則 (平成20年11月28日香川県告示第515号)

この規程は、平成20年11月28日から施行する。

附 則 (平成24年3月30日香川県告示第192号)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年10月1日香川県告示第453号)

この規程は、平成25年10月1日から施行する。

附 則 (平成27年6月19日告示第195号)

この規程は、平成28年6月25日から施行する。

附 則 (令和6年3月25日告示第75号)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年3月18日告示第52号)

この規程は、公布の日から施行する。